

## 陳情第47号

### ケア労働者の処遇改善のために報酬10%以上の引上げを求めることに関する 意見書の提出について

令和7年10月9日受理

政府は、2024年の診療報酬、介護報酬改定において、賃上げに特化したベースアップ評価料や新たな介護加算を盛り込みましたが、その効果は極めて限定的であり、ベースアップ目標の2.5%には程遠く、2025年春闘の結果、日本医療労働組合連合会加盟の医療機関や介護施設における賃上げ率の平均2.07%、平均額5,772円は、2025年民間主要企業春季賃上げ率の平均5.52%、平均額1万8,629円の3分の1程度にとどまっています。

さらには、年間賞与の平均額においても、もともと民間主要企業の半分程度であったものを、今年さらに引き下げる医療機関や介護施設が続出しています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げにより格差を埋め、差別なく全てのケア労働者の処遇改善につながる施策にするべきです。

その賃上げのためには、事業存続の危機にまで至っている医療機関や介護施設への緊急援助の拡充に加え、診療報酬、介護報酬を最低でも10%以上引き上げるべきです。なお、引上げ率を10%以上とした根拠については、年収ベースで全産業平均賃金との格差を埋め、物価高騰を上回るためには、全てのケア労働者の賃金を月額平均5万円以上引き上げる必要があり、ベースアップ評価料が盛り込まれた2024年診療報酬改定において、賃上げの原資に必要とされる診療報酬引上げ率0.61%を基に、5万円の賃上げに必要な診療報酬引上げ率を6.31%と算出した上で、賞与の財源を捻出するためには医療・介護事業所が物価高騰を上回るプラス改定が必要であるため、それを加味したものです。

つきましては、差別や分断を許さず、全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持・発展のため、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

#### 記

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員増につなげるため、2026年度の診療報酬改定に合わせ、介護・障害福祉サービス等報酬改定も1年前倒しで実施し、全ての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各報酬10%以上の引上げ改定を実施すること。また、当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実施すること。

## 陳情第48号

### 夜勤規制と大幅増員による安全安心の医療・介護の実現に関する 意見書の提出について

令和7年10月9日受理

人間の生体リズムに反した夜間勤務、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ILO（国際労働機関）で採択され、発効している看護職員条約（第149号）・勧告（第157号）や夜業条約（第171号）・勧告（第178号）などに基づいた規制が行われ、「1日の労働時間は8時間以内」、「時間外も含めて12時間以内」など有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護しています。

しかし、日本では、医療や介護現場において、16時間以上の長時間夜勤が年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置を取り、患者・利用者にとって安全安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境の早急な整備が求められています。

また、同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。しかし、現在は、人手不足を解決するどころか、看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて3分の1の賃上げ額や2分の1の一時金（賞与）など、ケア労働者の低過ぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。

誰もが安全安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするためにも、国民生活に欠かすことのできない、医療・介護の提供体制を守ることは国の責務です。

つきましては、安全安心の医療・介護を実現するため、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

#### 記

- 1 安全安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤交替制勤務」に関わる労働環境を抜本的に改善するため、労働時間の上限規制や勤務間インターバルを十分に確保すること。また、夜勤回数の制限や労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

- 3 新たな感染症や災害に備えるため、公立・公的病院の拡充及び機能強化、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- 4 患者・利用者の負担を軽減すること。

介護保険制度の抜本改善及び介護従事者の処遇改善に関する  
意見書の提出について

令和7年11月7日受理

介護保険制度の開始から25年。利用料や施設での居住費・食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えています。家族の介護を理由とする介護離職は年間10万人と高止まりしたままです。介護事業所は低く据え置かれた介護報酬により深刻な経営難に直面しており、2024年の倒産・休廃業件数は784件と過去最多となりました。特に、訪問介護は基本報酬の引下げの影響で事業撤退が相次いでおり、訪問介護事業所がゼロになった自治体が増加しています。介護現場の人手不足も深刻さを増しており、政府は2026年度に介護職員が25万人不足する見込みを示していますが、有効な対策は講じられていません。肝腎の処遇改善は遅々として進んでおらず、2024年度の全産業平均との賃金格差は、前年度月額6万9,000円から8万3,000円へと大幅に広がっています。

こうした中、政府は利用料2割負担の対象拡大やケアプランの有料化、要介護1・2の生活援助の保険給付外しなど、さらなる負担増、サービス縮小を検討していますが、これ以上の制度の後退は許されません。

全ての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改善、介護職員の大幅な賃金の引上げが不可欠です。

つきましては、介護保険制度の改善、憲法第25条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

- 1 訪問介護の基本報酬の引下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際は、サービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。
- 2 介護保険の利用に困難をもたらす利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1・2の保険給付外し（総合事業への移行）などの見直しを行わないこと。
- 3 全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。また、介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。

4 必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費などの費用負担の軽減、サービスの拡充による介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。また、介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

## 陳情第50号

最高裁判決に基づく全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置の実施に関する意見書の提出について

令和7年11月7日受理

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費に当たる生活扶助基準は平均6.5%、最大10%引き下げられました。この引下げに対して、29都道府県1,027名が取消しを求めて提訴し、最高裁判所は本年6月27日に、厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があり違法であるとして、引下げを行った保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡しました。

法治国家として、国は司法が下した判断に従い、速やかに違法状態を是正し、被害を回復しなければならないはずです。しかし、最高裁判決から既に約4か月が経過しているにもかかわらず、国はいまだに同訴訟の原告をはじめとする生活保護利用者への謝罪や生活保護費の遡及支給などの被害回復の措置を取らず、違法な状態を放置しています。

生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及び傷病者であり、数百万人の生活保護利用者が10年以上にわたって違法な基準の下で最低限度に満たない生活を強いられ、今もなお生存権（憲法第25条）及び個人の尊厳（憲法第13条）を侵害され続けている状態にあります。提訴以来、200名以上の原告が亡くなっています、最高裁判決に基づく全ての生活保護利用者の被害回復を一刻も早く行うことが切実に求められています。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動するものであり、本件引下げに伴いこれらの諸制度の対象者にも悪影響が生じていることから、その影響の調査及び被害の回復も行う必要があります。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

### 記

- 1 全面解決のため、被害者たる全ての生活保護利用者への謝罪や生活保護費の遡及支給等の被害回復措置を速やかに実施すること。
- 2 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査を実施し、被害回復を図ること。
- 3 違法とされた生活保護基準の設定に至った経緯について、原告、弁護団及び厚生労働省などの当事者も入れて検証を行うこと。

## 陳情第51号

### 小・中学校給食費の完全無償化を実現するための財政支援に関する 意見書の提出について

令和7年11月7日受理

2025年10月1日現在、秋田県内で小・中学校給食費の完全無償化を実施している自治体は5市5町3村（52%）であり、費用の一部（半額など）を助成している自治体は1市2町（12%）となっています。完全無償化と一部無償化を実施している自治体の合計は16市町村（64%）となり、この1年で半数を超えました。

背景には、急激に進む少子高齢化、コロナ禍、相次ぐ自然災害、急激な物価上昇による家計負担の増加に対して、子育て家庭を支援しようとする各市町村の並々ならぬ決意があります。また、実施には踏み切れないものの、検討を開始している自治体も数多くあります。高校生へ一部有料で給食を提供し、子どもたちや家族から大歓迎されている羽後町のような自治体もあります。

文部科学省の調査によると、小・中学校などの給食費の無償化を実施している自治体は2023年度で全国775自治体（約43%）となっており、2017年度の76自治体（4.4%）から約10倍と急拡大しています。東北地方では、福島県において、一部無償化も含めると98%の自治体で無償化を実施しています。また、青森県では、昨年10月から県として市町村を支援することを決め、全ての自治体で完全無償化を実現しました。

無償化実施の最大の課題は財源です。実施市町村では様々な工夫がされており、一般財源のほか、ふるさと納税を活用したり、財源を安定的に確保するため、独自に学校給食費無償化基金を設置している自治体もあります。また、「今年度は年度途中から完全無償化としたが、財源が厳しく、来年度も継続できるよう努力している最中」との声や、実施に踏み切れない自治体からは「住民から強い要望が寄せられ実施を検討しているが、財源確保が大きな課題。多額なので現在その捻出に苦慮している」などの声も上がっています。

秋田県は、高校生年代までの子どもの医療費助成について、2024年8月から所得制限を撤廃し、各自治体に対する半額助成を決断しました。このことを背景に、県内の多くの市町村で子どもの医療費の無料化が実施されています。鈴木健太知事は選挙公約でも「学校給食費の無償化」を掲げていたことからも、市町村と二人三脚で無償化が実現できるよう英断を仰ぐものです。

つきましては、小・中学校給食費の完全無償化を実現するための財政支援について、秋田県に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

集団のつきまとい犯罪の周知に関する陳情書

令和7年11月18日受理

秋田市内において、組織的な嫌がらせ（以下「集団ストーカー犯罪」という。）の周知が進んでいないこと、法規制がないことにより被害者が精神的に追い詰められています。さらに全く関係のない地域の皆様までも巻き込んでいるため、陳情させていただきます。

集団ストーカーとは、一個人に対して不特定多数の集団が、悪評や風評の流布、付きまとい、盗聴、盗撮、監視行為、プライバシーの侵害、人間関係の操作、騒音等の嫌がらせを行う犯罪であり、社会問題となっております。企業のリストラや子どものいじめにも関与している問題でもあります。

さらに、2024年8月5日朝日新聞記事（ドキュメント2024）老いる団地、複数の人に幻聴が聞こえる東京・多摩ニュータウンという記事がありました。

昭和の高度経済成長期の遺物が病巣となり集団ストーカー・テクノロジー犯罪者が巣食う築50年以上の老朽化団地を生活保護受給者にあっせんする不動産屋、社団法人があり生活保護費をピンはねする悪徳業者を貧困ビジネスと呼び、その人たちを利用し嫌がらせ犯罪（集団ストーカー犯罪）に加担させられていると考えられます。

朝日新聞の記事にある幻聴は、現在ではマイクロ波聴覚効果、V2K骨伝導音声送信という技術を使っての演出が可能であり、多くの被害者が以前から訴えているものであります。

昨今の匿名・流動型犯罪グループにも関連があるとも考えられます。

日本では、まだ一部のマスコミにしか取り上げられておりませんが、欧米ではテレビでも報道されており、広く認知されております。アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランスなどの国では、ハラスメントやストーカー行為に関して、既に法制化もされており、集団ストーカーへの理解が進んでいます。声を上げたくとも、上げられない被害者が数多くおり、自殺まで追い詰められることもあります。秋田県迷惑防止条例第3条の2、第5条、第11条にも違反する行為でもあり、市民に対する重大な人権侵害です。欧米のように周知徹底をすることがこの犯罪の抑止につながると思います。子どもたちの未来を守るため、また、これら、生活保護者の実態（犯罪関与）や自治会の指導、嫌がらせ追い出し工作、現代型地上げ工作、嫌がらせに使われる機器類（盗聴盗撮器、騒音発生元、電磁波悪用）貧困ビジネス、集団ストーカー犯罪の調査解明とよりよき秋田市の未来のためにも、下記事項について陳情をさせていただきます。皆様の御理解と御協力を願いいたします。

## 記

- 1 市民の方々に集団ストーカー犯罪を啓蒙するパンフレットやチラシ等を作成し、配布または回覧することを要望（公共施設へのチラシボックス設置、警察機関や市役所や町内会、スーパーやコンビニその他小売店への印刷物の配布または回覧を希望。）。
- 2 秋田市内において、集団ストーカー犯罪を啓蒙するポスターの掲示を要望。
- 3 秋田市ホームページにおいても周知を要望。
- 4 市内防犯パトロールへの印刷物の配布または回覧を希望。

陳情第53号

小・中学校給食費の完全無償化の早期実施について

令和7年11月19日受理

沼谷純市長は、選挙公約に学校給食費の無償化を掲げ当選しました。物価高騰の折、子育て支援をさらに充実させ、保護者の負担軽減を図るためにも、学校給食費の無償化を早急に実施する時期に来ています。既に、県内において、八郎潟町、五城目町、井川町、上小阿仁村、大潟村、東成瀬村、三種町、湯沢市、男鹿市、能代市、大仙市、北秋田市、小坂町の13市町村で無償化を実施しています。学校給食費の無償化は、家計を支援することにもつながります。

なお、給食費の無償化が実現した際には、給食調理を民間事業者に業務委託するのではなく、市直営で実施していただきたいと考えております。

つきましては、小・中学校給食費の完全無償化を早期に実施するよう陳情いたします。

## 陳情第54号

### 学校給食費の無償化と安全な地場農産物の活用について

令和7年11月25日受理

2025年10月1日現在、秋田県内で小・中学校給食費の完全無償化を実施している自治体は5市5町3村（52%）であり、費用の一部（半額など）を助成し無償化を実施している自治体は1市2町（12%）となっています。合計は16市町村（64%）となり、この1年間で半数を超えるました。

背景には、少子高齢化が進む中、コロナ禍、相次ぐ自然災害、急激な物価上昇による家計負担の増加に対して、子育て家庭を支援しようとする各市町村の並々ならぬ決意があります。

給食費無償化実施の最大の課題は財源です。実施している自治体では一般財源のほか、ふるさと納税の活用など、いろいろな工夫をしながら取り組んでいると聞きます。

昨年、私たちの会で学校給食無償化を求める署名活動を行ったときに、「うちは、3人子どもがいる。実現したらとても助かる」、「こんな取組を待っていた」、「実現できるよう応援する」などの多くの声を聞き、この取組は今望まれていることだと実感しました。

つきましては、未来の秋田の宝である子どもたちが、より多くの地場産の安全な食材を活用した給食を無償で食べることができ、健やかに成長できるよう、下記のとおり陳情します。

#### 記

- 1 小・中学校の児童生徒を対象にした学校給食費の無償化を実現すること。
- 2 安全な地場農産物をより多く学校給食に活用すること。

## 公共施設保有量の見直しについて

令和7年11月25日受理

秋田市の保有する公共施設の老朽化と維持・管理・運営に係る諸経費の負担の増大は避けられない事態であり、中長期的に保有量の見直しは必要です。しかし、市民生活に直結する施設の廃止は、当該施設で実施される事業自体も廃止されることになりますから、施設廃止の決定は、市民にその厳正・公正さが伝わり、より納得のできるものでなければならないと考えます。

公共施設保有量の見直しは、第8次秋田市行政改革大綱（令和5年1月策定）の「取組12」として取り組まれていますが、現在、並行して「施設保有量の見直し」についての方針の作成・検討が「公共施設等最適化専門部会」で行われ、対象施設の評価も進んでいると承知しています。それにもかかわらず、令和8年2月市議会定例会で保有量見直しの方針案を説明する前に、老人いこいの家3施設、雄和ふれあいプラザの廃止方針が表明され、利用者説明会等により廃止が既成事実化され、同じく2月市議会定例会で設置条例の廃止が行われるということに疑問を感じます。

公文書開示請求で入手した、令和7年度第1回秋田市公共施設等最適化専門部会の会議録には、福祉保健部次長から「今年度または来年度に向けて、施設の廃止等を検討しているが、廃止に向けて進めるにあたり、部内では、今回の公共施設最適化専門部会や行財政改革実施会議のような評価や意見をいただいたうえで、議会なり住民なりに説明するのでなければ、難しいのではないかという意見が出ている。この部会が施設廃止に向けた何か意思決定機関の役割を担っていただければ、後ろ盾となり、廃止に向けていく部局は大変助かると思うところがある」との発言が記されています。専門部会の部員は市役所職員のみで構成されており、専門部会が意思決定機関、廃止の後ろ盾という認識に違和感を覚えます。

第2回専門部会では、福祉保健部の要望を受けて総務部次長が「施設のあり方という市政の重要課題について、皆様との協議、助言をいただきながら一定の方向性を見出すことも役割の一つ」とまとめられていますが、専門部会が協議する個別施設の廃止と、市全体の施設保有量の見直しとの間に整合性はあるのでしょうか。今後も個別に施設の廃止が進められたり、専門部会が同程度と評価した施設であっても廃止、存続が分かれる事態は起きないのでしょうか。この部会が老人いこいの家3施設、雄和ふれあいプラザの廃止の方向性を決してよいのでしょうか。福祉保健部から廃止方針として出されるべきものではないでしょうか。

つきましては、施設保有量の見直しを進めるに当たり、専門部会が今後定める方針と手順、スケジュールによって、市民の納得のいく検討と判断をお願いしたく、

下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 施設保有量の見直しについては、専門部会の役割を明確にし、公正に実施すること。
- 2 施設の廃止に当たっては、可能な限り幅広い専門性と利害関係を反映した第三者委員会等を設置し、利用者をはじめ市民の意見を十分に踏まえて検討を行うこと。
- 3 唐突な廃止で市民が困らないよう配慮すること。

## 陳情第57号

八橋老人いこいの家、飯島老人いこいの家、大森山老人と子どもの家及び  
雄和ふれあいプラザの廃止方針の見直しと老人福祉事業の充実について

令和7年11月25日受理

秋田市が進める八橋老人いこいの家、飯島老人いこいの家、大森山老人と子どもの家及び雄和ふれあいプラザの廃止方針は、指定管理者との契約途中の発表であり、何ら説明のなかった施設利用者には唐突な発表でした。

この4施設の廃止は、高齢者の居場所や交流の機会を奪い、地域のつながりや健康維持に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。高齢者福祉の充実に向け、エイジフレンドリーシティ構想を掲げる本市において、こうした施設の廃止は市民の理解を得られないものと考えます。

また、秋田市の想定する代替施設は、その施設の利用目的、施設状況、利用状況から見てこの4施設の代替施設として十分とは言えません。

この4施設と事業の維持・充実は、増えている高齢者に限らず、多くの市民に望まれているものです。

つきましては、八橋老人いこいの家、飯島老人いこいの家、大森山老人と子どもの家及び雄和ふれあいプラザの廃止方針を見直し、現行施設の存続・老人福祉事業の充実を図ってくださるよう陳情いたします。

## 陳情第58号

### 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止に関する意見書の提出について

令和7年11月25日受理

長引く物価高が国民の生活を直撃し、「節約してきたが、もう削るものがない」という状況です。税金や社会保険料の納付に行き詰まって倒産する企業が過去最多となっています。

令和7年7月の参議院議員選挙では、物価高対策をめぐる給付金と消費税減税が一大争点となり、消費税減税やインボイス制度廃止を掲げた政党が議席を伸ばしました。

政府は、社会保障のためと繰り返し説明しながら税率を引き上げてきましたが、医療・介護・年金・教育のどれを取っても国民の負担は増えるばかりです。

インボイス制度の実施後、消費税の免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が押しつけられています。取引先からインボイスの登録を要請され、断れば取引を打ち切られる事例も出ています。やむなくインボイス登録した小規模事業者でも、負担の重さに事業継続を断念してしまう人も少なくありません。このまま中小企業の淘汰が進めば、地域経済はますます疲弊することになります。回答者の9割超がインボイス制度の廃止を求めているというアンケート結果もあります。

中小事業者を取り巻く経営環境は、原材料費やエネルギー価格の高騰の長期化、人材不足と賃金上昇などで、インボイス導入時と比べても厳しさを増しています。令和8年9月末で2割特例などの負担軽減措置が廃止・縮小されれば、免税事業者の取引排除やさらなる消費税負担による廃業・倒産の増加は必至です。

つきましては、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を廃止するよう、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の2割特例及び  
8割控除の継続に関する意見書の提出について

令和7年11月25日受理

国民は長引く物価高に苦しみ続けています。日本銀行が実施した「生活意識に関するアンケート調査」（2025年6月）では、生活に「ゆとりがなくなってきた」と感じる人が60%超に上りました。帝国データバンクの「倒産集計2025年度上半期」によれば、12年ぶりに5,000件を超えた倒産企業の大半が中小企業です。

令和7年7月の参議院議員選挙では、物価高対策をめぐる給付金と消費税減税が一大争点となり、消費税減税やインボイス制度廃止を掲げた政党が議席を伸ばしました。

インボイス制度の実施後、消費税の免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が押しつけられています。取引先からインボイスの登録を要請され、断れば取引を打ち切られる事例も出ています。やむなくインボイス登録した小規模事業者でも、負担の重さに事業継続を断念してしまう人も少なくありません。このまま中小企業の淘汰が進めば、地域経済はますます疲弊することになります。回答者の9割超がインボイス制度の廃止を求めているというアンケート結果もあります。

中小事業者を取り巻く経営環境は、原材料費やエネルギー価格の高騰の長期化、人材不足と賃金上昇などで、インボイス導入時と比べても厳しさを増しています。令和8年9月末で2割特例や8割控除の負担軽減措置が廃止・縮小されれば、さらなる消費税負担による廃業・倒産の増加は必至です。

つきましては、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の2割特例及び8割控除の負担軽減措置を継続するよう、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。